

第 6 章

まとめ

第6章 まとめ

本実践報告書では、在職中の高次脳機能障害者の職場再適応に向けた支援において、支援へつなげるきっかけを作り、事業主や本人が利用しやすい柔軟な支援体制等について検討し実践した支援内容およびその中で活用したツール等について具体的に紹介しました。

令和4年に実施された「生活のしづらさなどに関する調査(在宅障害児・者等実態調査)」によると、日中の過ごし方について回答した19～64歳の高次脳機能障害者14万1千人のうち、一般企業で働いている者(障害者雇用を含む正社員・正社員以外)は3万3千人であり、全体の23.4%を占めています。

障害者差別解消法および障害者雇用促進法に基づく雇用分野における障害者に対する合理的配慮の提供義務が課され、さらに法定雇用率の段階的引き上げが進められています。また、65才までの雇用確保措置の義務化や70才までの就業確保措置の努力義務化といった高年齢者雇用に関する法整備も進んでいます。こうした背景の中で、中高年層に多い脳血管障害の後遺症として高次脳機能障害を発症後も働き続ける人の比率も増えていくことが考えられます。

高次脳機能障害は、記憶や注意、遂行機能等の認知機能に影響が生じることが多いため、職場での業務遂行に困難を生じる場合があります。しかし、その障害特性は外見からは分かりにくく、実際に職場で働いてみてはじめて問題が顕在化することも少なくありません。このため、問題が把握された際に、職場や本人・家族だけで抱え込むのではなく、適切な支援に繋がれることが重要です。

在職中の高次脳機能障害のある方が十分に力を発揮し、事業主が安心して雇用し続ける上で、本実践報告書で紹介した支援技法が役立つことを期待しています。

